

○津山圏域資源循環施設組合建設工事等入札指名委員会規程

平成21年5月25日

津山圏域資源循環施設組合訓令第6号

(設置)

第1条 津山圏域資源循環施設組合が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務委託契約について、入札参加資格及び基準の厳正かつ公正な適用を図り、もって、工事等の良好な施行を期するため、津山圏域資源循環施設組合建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 入札参加者の適格性の審査及び等級格付けの決定
- (2) 一般競争入札における入札参加資格の決定及び入札参加者の決定
- (3) 指名競争入札及び随意契約に係る予定価格が130万円以上の工事及び予定価格が50万円以上の業務委託における指名業者の選定
- (4) 入札参加資格者の指名停止等に係る審査
- (5) 談合情報に係る調査
- (6) その他管理者が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者（津山市副市長）をもって充てる。

3 副委員長は、津山市都市建設部長をもって充てる。

4 委員は、鏡野町副町長、勝央町副町長、奈義町副町長、美咲町副町長、事務局局長、津山市環境福祉部長、同契約監理室長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

2 委員会は、第3条の規定により委員会を構成する者（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席さ

せ、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の特例)

第7条 急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、構成員に回議して、これに代えることができる。

(秘密の保持)

第8条 何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において行う。

付 則

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

付 則 (平成23年7月4日訓令第1号)

この規程は、公示の日から施行する。

付 則 (平成25年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

付 則 (平成30年1月19日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。